

令和2年度
三条市地域密着型サービス事業者
公募要項
(看護小規模多機能型居宅介護)

令和2年3月
三 条 市
福祉保健部高齢介護課

1 公募の趣旨

三条市では、「三条市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」（平成30年度～令和2年度）に基づき、利用者が住み慣れた地域でサービスが利用できるよう、圏域ごとの必要なサービス量を確保するため、地域密着型サービス事業所の開設を希望する事業者を公募します。

2 公募する地域密着型サービスの種類、整備数及び整備年度

(1) 種類及び整備数

ア 種類

看護小規模多機能型居宅介護

イ 整備数

日常生活圏域	整備数	整備の形態等
嵐北圏域	1か所 登録定員29人 (通い定員18人以内、宿泊定員9人以内) を上限。	創設（既存施設（介護関連以外）の転用も含む。） ※オーナー型による整備（土地・建物について賃貸借により整備）も対象。

※日常生活圏域は、中学校区を基本としています。

(2) 整備年度

原則、令和2年度中に施設整備を完了すること。

3 施設整備に対する補助制度（国・県）※市の単独補助制度はありません。

(1) 地域医療介護総合確保基金を原資とする介護基盤整備事業費補助金

・地域密着型サービス施設等の整備及び開設準備経費等への助成

(2) 補助の基準単価 未定

【参考】令和元年度補助金等の内容

ア 地域密着型施設整備事業【日常生活圏域を単位とした市町村の面的整備計画に基づく地域密着型施設等整備に対する補助金（設計、建設に係る経費）】

1施設当たり上限額 33,600千円

イ 施設開設準備経費等支援事業【開設時から安定した質の高いサービスを提供するための開設準備経費に対する補助金（開設前6か月間に係る経費（備品費、広報経費、職員募集経費等）が補助対象）】

宿泊定員1人当たり上限額 839千円

(3) 国・県補助制度に対する注意事項

ア 補助制度の活用を想定している場合は、資金計画書（様式8-1）において、令和元年度の補助基準額を参考に補助金の収入を見込んでください。

イ 補助金については、予算の範囲内において額が決定されるため、昨年度の基準単価を下回る補助額となる場合もあります。昨年度並みで見込んだ場合、資金計画の見直しの必要が生じる可能性があることをあらかじめ御留意ください。

ウ 国・県補助金等の交付を受けるに当たっては、別途、県との協議を行う必要があります。本市の選定により、補助金を確約するものではありません。

エ 既存の介護施設を看護小規模多機能型居宅介護に改修して整備する場合、地域密着型施設整備事業は補助対象外となりますが、保養施設等用途の異なる建物を改修する場合

は補助対象となります。

オ オーナー型の整備については、令和2年度についても補助対象となる見込みです。

4 応募資格

応募できる事業者は、次のいずれの要件にも該当するものとします。

- (1) 法人格を有するものであること。
- (2) 施設整備・事業運営を直接行う事業者であること。ただし、オーナー型の整備も可能とします。
- (3) 介護保険法第78条の2第4項各号に定める欠格事項に該当しないこと。
- (4) 所管庁の監査、指導検査等において重大な指摘を受けていないこと。
- (5) 三条市暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。

5 応募条件

- (1) 施設の建設計画は、老人福祉法、介護保険法、社会福祉法、都市計画法、建築基準法、消防法、その他関係法令等及び本公募要項に定める事項を遵守することとし、必要に応じて、関係機関と事前に協議の上、計画を策定すること。
- (2) 「三条市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年三条市条例第2号)」及び「三条市指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成25年三条市条例第3号)」で定めるそれぞれの基準を満たしていること。
- (3) 指定地域密着型サービス事業所の整備に必要な用地(以下「用地」という。)を自分で確実に確保できるとともに、(1)の要件に照らし必要な許認可等が得られる見通しの用地であること。また、用地は、災害(水害、崖地、土砂など)に対する安全性が確保されていること。
 - ア 応募書類提出段階で、応募者が用地を確保する必要はありませんが、着工までに確実に整備可能な用地を確保すること。
 - イ 用地は、原則として事業者が所有していること。

ただし、次に定める(ア)及び(イ)の要件を全て満たす場合に限り、民間からの貸与でも可とします。

 - (ア) 貸与を受ける土地には、指定地域密着型サービス事業所を経営する事業の存続に必要な賃借期間が確保されていること。
 - (イ) 土地賃借料の水準は、事業者の経営の安定性の確保や社会福祉事業の特性などから、周辺の借地料と比較して極力低額であることが望ましく、また、事業者が当該賃借料を長期間に渡って安定的に支払う能力があると認められる必要があること。
 - ウ 用地に第三者の抵当権、施設存続の支障となり得る権利設定がないこと、又は、その権利の抹消が確実であること。
 - エ 用地は、公道に面していること又は進入路が確実に確保されていることとし、また、緊急車両等が容易に進入できる幅員を確保されていること。
- (4) 建設予定地に接する土地所有者等から施設整備に関する必要な事項について同意が得られる見通しがあること。
- (5) 地域密着型サービス事業所の整備及び運営に必要なとなる十分な資力、能力、意欲等を有していること。

6 運営の条件等

- (1) 介護保険法に基づく看護小規模多機能型居宅介護事業所としての指定基準を満たし、開設日までに事業指定を受けること。
- (2) 介護を必要とする高齢者や認知症高齢者の様々なニーズにきめ細かく応え、利用者の個人としての尊厳に十分配慮するとともに、利用者の意向に沿った安定した質の高いサービスを提供すること。
- (3) 事業を長期間継続して安定的に運営できる収支計画であることはもとより、利用者に配慮した料金設定であること。
- (4) 地域住民との交流及び保健、福祉、医療機関等との連携を積極的に図ること。

7 応募手続

本公募に申し込みを希望する事業者の方は、次の書類を提出してください。

(1) 公募申込書の提出書類一覧

項目	内容等	様式
1 公募申込書	所定の様式	様式1
2 法人の概要	① 事業経歴・実績	様式任意
	② 法人の概要（パンフレット等でも可）	様式2-1
	③ 法人の役員等調書	様式2-2
	④ 法人の代表者履歴書	様式2-3
	⑤ 既存施設及び事業の運営状況（パンフレット等の添付可）	様式2-4
	⑥ 今後開設を予定している施設又は事業に関する資料（事業内容、規模）	様式任意
3 法人の定款又は寄付行為	最新のもの（新設法人は、定款の案） ※要原本証明	様式任意
4 法人登記簿謄本	応募申込前3か月以内に発行されたもの ※新設法人は、法人設立の計画書、法人設立確約書	様式任意
5 決算書等	① 直近3年間の決算書類（財産目録、貸借対照表、資金・事業収支計算書）	様式任意
	② 公的機関からの補助金、融資、寄付等がある場合、過去3年間の内容	
6 指導監査、施設監査の結果	平成26年度以降の新潟県等による指導監査、施設監査の結果状況報告書及び改善状況報告書 ※三条市によるものは不要	写し
7 誓約書	介護保険法第78条の2第4項各号に該当しないことを誓約する書面	様式3

(2) 開設提案書の提出書類一覧

項 目	備 考	様 式
1 開設提案書	所定の様式	様式 4
2 開設計画書	所定の様式	様式 5
3 事業スケジュール	事業開設までのスケジュール計画表	様式 6
4 事業計画書	所定の様式	様式 7
5 事業運営	① 資金計画書※資金の確保について確認できる書類を添付（計画書様式参照）	様式 8 - 1
	② 借入金内訳書※借入金の確保について確認できる書類等を添付（内訳書様式参照）	様式 8 - 2
	③ 収支見込予算書シミュレーション（開所後 3 年間）	様式 9
	④ 利用料金表※積算根拠を添付	様式 10
6 建設予定地計画書	① 建設予定地計画書 ※建設予定地を周囲 4 方向から撮影した写真を添付してください。	様式 11 - 1
	② 建設予定地計画書（周辺状況）	様式 11 - 2
	③ 基本計画図面（配置図、平面図、立面図） ※平面図には、宿泊室、居間及び食堂等、指定基準に認定された主要な部屋の面積と廊下幅を 内法寸法 で記載してください。	様式任意
	④ 公図の写し、位置図（近隣の住宅地図等）	
	⑤ 土地・建物の登記簿謄本（借地・借家の場合を含む。）	
	⑥ 借地・借家契約書の写し又は借地・借家に関する合意書等	
7 従事予定職員関係	① 採用方法・条件（職員の採用方法から従事まで）	様式任意
	② 資格、経験（採用資格、実務経験について）	
	③ 雇用形態（常勤職員とその他職員について）	様式任意
	④ 研修体制（採用時、従事後）	
	⑤ 健康管理（健康診断等について）	
	⑥ 配置人員（職種、時間ごとの配置並びに緊急時及び日常におけるバックアップについて）	

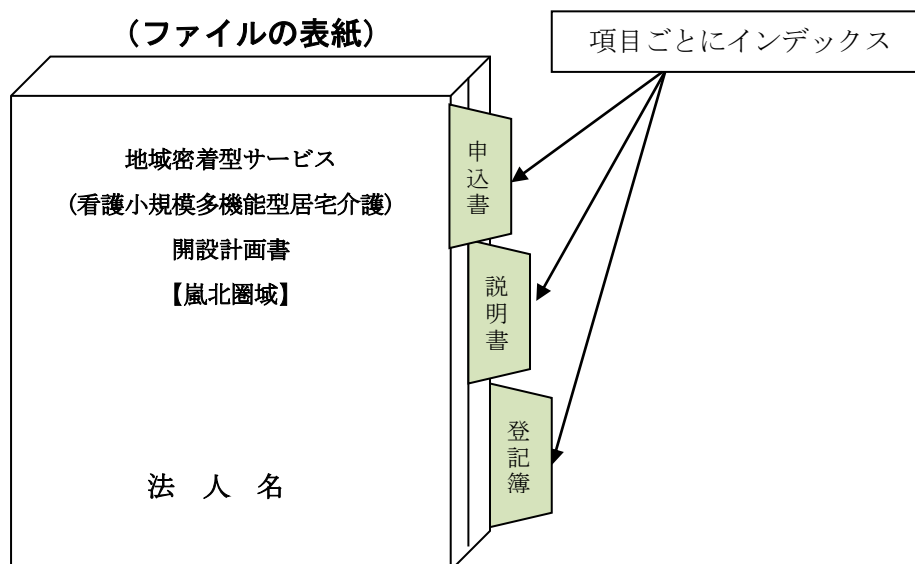
(3) 書類提出に当たっての留意事項

ア 提出書類の体裁

(ア) 原則としてA4判で作成し、フラットファイルに綴って提出してください。ただし、図面はA3判とし、A4サイズに折り込んでください。また、全体の目次を作成し、書類には、必ず通しのページ番号を付してください。

(イ) フラットファイルの表紙には、標題等を次のとおり記載してください。また、提出書類の項目ごとにインデックス付きの仕切り（白紙）を入れてください。

<記載例>



イ 提出部数等

提出書類は、10部作成し、1部を正本、9部を副本として提出してください。

※正本はカラー印刷であっても、副本はモノクロ印刷で構いません。

ウ 応募に伴う費用負担等

本公募に応募するために必要な一切の費用は、応募者の負担とします。

また、選定後の事業計画の中止や、選定されなかったことによる一切の損害等について、市が責任を負うものではありません。

エ 追加資料等の提出

提出した書類の内容について、応募事業者追加資料の提出を求める場合があります。

なお、追加資料等を期限までに提出されなかった場合は、応募を辞退したものととして取り扱います。

オ 著作権の帰属等

提出された書類の著作権は、応募事業者に帰属します。ただし、市が必要と判断した場合には、書類の内容を無償で使用できるものとします。なお、市が受理した書類は、理由の如何に関わらず返却しません。

カ 書類の提出

書類の提出に当たっては、提出期限までに全ての書類をそろえて提出してください。

書類に不備があった場合は受付しません。市が受理した応募書類については、明らかな間違い、軽微な修正を除き、提出期限後の差し替え及び再提出は認めませんので、十分に精査の上、提出してください。

キ 応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、速やかに辞退届出書(様式任意)を提出してください。

ク 損害賠償等請求権

施設整備を行う事業用地(建物)権利者又は地域住民等との確約書等に基づき生じた損害賠償請求権等については、応募者の責任に帰属し、市はその責任を負いません。また、求償権等の行使についても同様です。

ケ 事務体制の確保

事業の選定等に当たっては、当市が必要とする追加資料の提出を求めるとともに、任意の指定日によるヒアリングを実施しますので、公募申込書提出後であっても、選定結果が通知されるまで、本公募に係る責任者の配置など法人の事務体制を確保しておいてください。

コ 応募に当たっては、提案する事業が確実に実施できるよう、具体的な内容のものを提出してください。

(4) 公募期間及び提出場所

公 募 期 間	提 出 場 所
令和2年3月25日(水)～令和2年4月23日(木) (土曜、日曜及び祝日は除きます。) 午前9時から午後4時まで (正午から午後1時までを除きます。) ※郵送又は電子メールによる応募は受け付けできませんので、あらかじめ電話予約の上、御持参ください。	三条市旭町二丁目3番1号 三条市福祉保健部高齢介護課 介護認定係 電話 0256-34-5511 (内線 406)

(5) 質疑及び回答

ア 応募に関する質問締切日：メールにより令和2年4月1日(水)午後5時まで。
(質問の締切日以降の個別相談等は受け付けできませんので、御注意ください。)
本要項に掲載の「質問票書式」により、質問内容は簡潔かつ明確に記載してください。

イ 送信先

三条市福祉保健部高齢介護課 koureikaigo@city.sanjo.niigata.jp
※標題は「地域密着型サービス 事業者公募質問票」と明記してください。

ウ 回答の方法

市高齢介護課 HP において随時掲載します。
<http://www.city.sanjo.niigata.jp/>

8 事業予定者の選定方法

(1) 事業予定者の審査方法及び審査項目

ア 審査方法

- (ア) 審査は、書類による第一次審査とヒアリングによる第二次審査で行います。
第一次審査では、提出書類より応募意思の確認、資格審査及び事業に対する考え方を審査します。第二次審査では、ヒアリングにより本事業に対する考え方、計画内容等を総合的に審査します。
- (イ) 審査は、次の審査項目に基づき行います。

イ 審査項目

- (ア) 事業計画等について(応募動機や法人の運営理念、施設の運営方針など)
- (イ) 施設経営について(運営基盤、安定性など)
- (ウ) 施設整備・環境について(建物設備、整備用地など)

- (エ) 職員体制について(人員及び勤務体制の確保など)
 - (オ) 地域との連携について
 - (カ) 防災対策、衛生管理体制、事故防止対策について
- (2) 事業者予定者の決定方法
 事業予定者の決定は有識者等で構成する選定委員会の審査に基づき、市長が決定します。
- (3) 審査結果の通知
- ア 審査結果については、全ての応募者に対して文書で通知します。(電話等の問合せには応じません。)
 - イ 審査の結果、選定基準等に満たないなどの理由により、本事業の目的が達成できないと判断した場合には、選定事業者を決定しない場合があります。
 - ウ 選定後において、提出書類に虚偽の記載や本要項に関する重大な違反行為などが判明した場合は、選定結果を取り消すことがあります。
- (4) 事業予定者の公表等
 事業予定者決定後、決定した事業予定者名等を市ホームページで公表します。
- (5) その他
- ア 地域密着型サービス事業者の指定基準を満たせず事業実施が見込めない場合や、応募内容と実際の実施計画が著しく変更された場合は、選定委員会での審査を経て、選定を取り消す場合があります。
 - イ 応募がなかった場合又は審査の結果、審査基準に満たない等により選定事業者が決定しなかった場合、若しくは選定事業者がやむを得ない事情などから事業の実施を中止した場合には再公募を行います。

9 応募スケジュール

項目	日程
質問の受付	令和2年3月25日(水)～令和2年4月1日(水)
公募期間	令和2年3月25日(水)～令和2年4月23日(木)
第一次審査(書類審査)	令和2年4月下旬
第二次審査(ヒアリング)	令和2年5月中旬頃
審査結果通知及び公表	令和2年5月下旬頃

10 問合せ先

〒955-8686

新潟県三条市旭町二丁目3番1号

三条市福祉保健部高齢介護課介護認定係

電話 0256-34-5511 (内線 406)

F A X 0256-32-0028

(別紙)

日常生活圏域について

1 日常生活圏域

日常生活圏域	
1	嵐北圏域 (第二中学校区、第三中学校区)
2	嵐南圏域 (第一中学校区、本成寺中学校区)
3	井栗・大崎圏域 (第四中学校区、大崎中学校区)
4	大島圏域 (大島中学校区)
5	栄圏域 (栄中学校区)
6	下田圏域 (下田中学校区)

※日常生活圏域は、中学校区を基本としています。

※1の圏域に係る整備を公募

2 日常生活圏域概略図



3 日常生活圏域内行政区

嵐北圏域

第二、第三中学 校区	本町1丁目	荒町2丁目
	本町2丁目	新光町
	本町3丁目	嘉坪川1丁目
	本町4丁目	嘉坪川2丁目
	本町5丁目	石上1丁目
	本町6丁目	石上2丁目
	八幡町	石上3丁目
	元町	栗林
	一ノ門1丁目	
	一ノ門2丁目	
	林町1丁目	
	林町2丁目	
	仲之町	
	横町1丁目	
	横町2丁目	
	神明町	
	旭町1丁目	
	旭町2丁目	
	居島	
	田島1丁目	
	田島2丁目	
	東三条1丁目	
	東三条2丁目	
	興野1丁目	
	興野2丁目	
	興野3丁目	
	北中	
	東裏館1丁目	
	東裏館2丁目	
	東裏館3丁目	
	西裏館1丁目	
	西裏館2丁目	
	西裏館3丁目	
荒町1丁目		